

家庭内暴力の加害者対策に関する比較研究

— 日米の治療プログラムを中心に —

又石大 警察学科 金ジャンディ

1 まえがき

DVは、加害者と被害者との力の不均衡が原因となり、加害者が被害者をコントロールする手段として発生する。DVは、加害者と被害者の関係性に基づいて発生する暴力であるために、有効な被害者保護・支援制度が講じられても、当事者の一方である加害者の暴力を辞めさせない限り、暴力を根絶することが難しい。したがって、被害者に対する保護・支援だけでなく、加害者対策も重要である。日本において被害者の保護・支援などに関する研究はかつてから多く行われており研究結果も蓄積されているものの、加害者対策に関する研究や実践は不十分であるように思われる。最近、日本において加害者対策の必要性が高まっているが、具体的な方法・ノウハウや加害者プログラムの効果など関連情報の不足が取組みへの阻害要因として指摘されている¹。そのため、本研究では先駆けてこれらの研究が行われ、その成果が蓄積されている米国の制度について検討し、その結果に基づいてDV加害者対策の在り方について提案する。

2 目的と方法

配偶者暴力（DV）は古くから存在するものの、日本において社会問題として認識されたのは最近のことである。当該問題に関する従来の議論は、家庭内という私的領域への法的介入の是非や被害者に対する救済・支援などが中心であり、加害者への取組みについては十分に検討されてこなかった。しかし、配偶者暴力はエスカレートしたり、繰り返して発生する特性があるため、DV加害者の暴力行為をやめさせる対策を講じない限り、配偶者暴力の根

1 加害者プログラムの受講を義務付けについて検討した結果、更生プログラムを遵守事項に盛り込むためには、全国どこでも一律のレベルで行われている確立されたプログラムが存在することが議論の前提となるが、現時点でその有効性が実証され、客観的に評価できるものは存在しないといった意見が出され、「現時点においては、加害者更生プログラムの開発が先決」とされた。詳細は、女性に対する暴力に関する専門調査会『配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書』（配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ、2022）21頁以下参照。

絶は難しいだろう。したがって、配偶者暴力の関連対策を講じる際には、被害者支援とともに加害者対策を立てることが不可欠である。現在、日本においては、民間団体における加害者への取組みが進展しているが、様々な課題が残されている。本研究では、配偶者暴力の再発防止のための加害者対策について、米国の加害者プログラムを参考に検討し、その結果に基づいて日本のDV加害者対策のあり方について考察する。

3 結果と考察

3.1 日本におけるDV加害者への対応

(1) 加害者対策の状況

国家の重要な任務の一つは犯罪を予防し、公共の秩序を維持することである。刑事司法機関は犯罪予防について基本的には事後予防を目的としており、犯人の検挙、犯罪者の処罰・矯正を通じて再犯防止を目指してきた。しかし、DVの再犯防止対策は、十分ではないと思われる。

日本の配偶者暴力防止法では、被害者の一時保護、保護命令、自立支援など被害者を保護・支援するための充実した制度が規定されている。これに対して、当事者のもう一方である加害者に対する取組み、特に再犯防止に関しては規定されていない。同法第25条（調査研究の推進等）では、加害者対策について「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする」と言及があるだけで、加害者対策について具体的に定めていない。ただし、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」の付則において、「政府は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に関わる加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

2016年に内閣府男女共同参画局が公表した報告書は、「加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず『面前DV』等の虐待を受けている被害者の子供の安全・安心の確保につながる支援策の一つとして活用が期待される場所である。今後は、加害者プログラムを、被害者の安全や心身の健康を確保するための被害者支援施策の一つの手法として位置付け、被害母子の安全度や被害者のニーズに即した運用が促進されるようリスク・アセスメント指標や加害者プログラム実施基準等の策定に向けた検討が進められるとともに、関係省庁・機関等の連携体制の構築が図られることが望ましい」と述べている²。さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」では、「加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、被害者支援の一環として、令和4年度

² 内閣府男女共同参画局『「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書』（2016）51頁。

に『試行のための留意事項』を踏まえ追加的に試行実施を行い、その成果の検証に基づいた本格実施のための留意事項を策定する」とされた³。

このように、DVに対する日本の取組みは、主として被害者を対象にし、加害者から被害者を分離することと被害者に対する精神的な相談・治療および自立支援にかなりの力を注いできている⁴。一方、加害者対策は被害者支援の一環として位置付けているため、強制的に加害者をプログラムへ参加させることができない。さらに、配偶者暴力罪（DV罪）のようにDVを犯罪として位置づけていないことも消極的な加害者対策の原因として考えられる⁵。

(2) DV加害者対策上の問題

以上では、DVに対する取組みは被害者支援・保護が中心になっている状況や原因について検討した。内閣府は、2020年に「配偶者暴力被害者支援における関係機関及び加害者対策に関する調査研究」、2021年に「DV対策の今後の在り方」、2022年には「配偶者暴力加害者プログラム試行のための留意事項」など加害者対策に関する調査研究を行ったが、加害者対策に関する大きな変化はまだみられない。

内閣府の調査研究のうち「配偶者暴力被害者支援における関係機関及び加害者対策に関する調査研究」では、加害者への取組みが包括的な被害者支援体制を構築するための対策として位置付けられている。「DV対策の今後の在り方」では、加害者プログラムの意義について以下のように述べた。「加害者の脱暴力への更生指導については、まず現行法の枠内でできることに取り組むべきである。被害者の安全確保の観点から加害者をプログラムに通わせることによって関与し続ける」とされている。さらに「配偶者暴力加害者プログラム試行のための留意事項」によると、加害者プログラムの目的は、①被害者の安全を確実なものにすること、②加害者自身の加害責任を自覚すること、③加害者の認知・行動変容を起こすことであるとされる⁶。そのうち①は、加害者の暴力的な性向を更生し、暴力の再発を防止することによって、被害者の安全を確保することができるために、被害者支援の一環だと考えられる。確かに、加害者の暴力的な性向を更生する取組みが行われない場合、暴力行為の改善が期待できず凶悪化して傷害や殺人にまで至る恐れがある。したがって、加害者プログラムにより暴力をやめさせることで、被害者を暴力の再発から保護することができる。

現行法の枠組みにおける加害者対策は、対象となる加害者の教育・更生を「目的」とせず、被害者の安全を確保するための「手段」として行われるために、様々な限界がある。DVが傷害罪、殺人罪等の刑法上の犯罪構成要件に該当すれば、犯罪として処罰される。犯罪への制裁である刑罰を過去に生じた犯罪行為への応報であるにとらえた場合、その犯罪行為に対する責任を超える国家的介入は許されない。しかし、犯罪「行為」ではなく、犯罪行為に及

3 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部『女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）』（2022）12頁。

4 信田さよ子「DV加害者へのアプローチ—DV加害者更生プログラムの実践経験から」保険の科学第56巻第1号（2014）31頁、朴元奎「ファミリーバイオレンスの加害者への対応策の現状と課題」刑法雑誌第50巻第3号（2011）431頁以下。

5 韓国の家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法では家庭構成員間で発生する暴力のうち、傷害、暴行、脅迫など重大な被害をもたらす可能性があるのを家庭内暴力犯罪と定義して、特別に扱っている。

6 内閣府男女共同参画局・前掲（2）・4頁。

んだ「行為者」に着目する場合、過去の犯罪行為だけではなく、将来の犯罪の危険性に対応する必要がある⁷。すなわち、同観点によれば、社会防衛と犯罪行為者の更生・教育を目的とする処分が必要とされる。被害者との絶縁により加害者が当該被害者に対して再び暴力を振るうことができない状況になっても、暴力を振るう習癖が改善されない限り、第三者に暴力を振るう恐れがある。したがって、加害者に対する取組みの第一の目的を被害者の保護・支援とせず、加害者の更生・教育を通じた再犯防止としなければならない。

日本では、DVに対する取組みの重要性が十分に認識され、被害者を保護・支援するための充実した法律や制度が設けられている。根拠法である配偶者暴力防止法により、保護命令、警察官による被害の防止、自立支援など被害者を保護するために有効な制度が整っている。また、保護命令に違反した者は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金という罰則（同法第29条）が規定されているため、保護命令は、ある程度拘束力をもっていると思われる。保護命令や保護命令違反に対する罰則は、DVの防止のために短期的には役立つかもしれない。しかし、長期的に同制度が再犯防止に役立つとは言い切れない。このような制度により一定期間において加害者と被害者を分離させ、物理的に暴力の再発を予防することができる。しかし、このような命令の期間には制限があるため、暴力を防止する根本的な解決策にはならないだろう。

DVは被害者と加害者の権力関係、すなわち非対称性が存在し、強者の側が弱者の側を力で支配しようとするのが原因だと思われる⁸。したがって、その原因を取り除かない限り、暴力が反復・エスカレートする傾向にあり⁹、暴力的な行動パターンを改めるには専門的な教育が必要である。日本における加害者プログラムは、いくつかの民間団体により実施されており、国は制度の導入を検討している段階である。現行法の下でDVの加害者は、乱暴な言動禁止、接近禁止、メール送信禁止などの命令対象になっているだけで、暴力を根本的にやめさせる対策は、全国的に統一された制度としては講じられていない状況である。

次章では、比較法対象国として、日本に比べて早くから導入されている米国におけるDV加害者対策を簡単に紹介する。

3.2 米国におけるDVの加害者対策

かつてから米国は、DVの加害者対策を進めるために司法の在り方を変化させてきた¹⁰。日本と同様に米国においても、DVの加害者プログラムは、被害者を支援する過程において導入された。1970年代の加害者プログラムは被害者を保護・支援する制度の一環であり、家父長的な加害者の考え方を変化させることを目的とした対策であった。しかし、加害者プログラムが導入された当時は、自らプログラムの参加を望む者が少なかった。多くのDV加害者は、女性や児童をコントロールするための手段として暴力を振るっており、それが家長の

7 武内謙治・本庄武『刑事政策学』（日本評論社、2019）125頁。

8 島岡まな「DV罪の保護法益と刑事規制—フランス刑法を参考として」法律時報第86巻第9号（2014）74頁以下。

9 後藤弘子「ドメスティック・バイオレンスとその刑事的対応」警察学論集第53巻第4号（2000）138頁以下。

10 米国では日本と同様に家庭内暴力を犯罪として認識されず、家庭内で行われる些細なトラブルとして認識されてきた。詳細は、David B. Wexler, *The Stop Domestic Violence Program: Group Leader's Manual Group Leader's Manual*(W W Norton & Co Inc, 2020) p.11.

権利だと思っていた¹¹。加害者は、家族を統制するための手段として暴力を正当化してきた。DVの加害者のうち、暴力的な行動を反省し、改善の意思をもっている者は少なかったため、加害者プログラムの参加を希望する者も非常に少なかったといわれる。

しかし、時代の流れにより、DVに対する認識も大きく変わった。1970年代の始めに「女性に対する暴力」が重大な社会問題として認識され、被害者に対する積極的な保護・支援が求められた。1970年代の終わりからは、加害者プログラムが開発された¹²。ニューヨーク市などでは、警察がDV加害者を逮捕しなかったことを問題化し、Bruno v. Codd事件(1979年)をきっかけにニューヨークの警察は重罪暴力事件 (felonious assault) の場合、義務的に加害者を逮捕するようになった¹³。さらに、1980年代に入って多くの州では、義務的逮捕制度 (mandatory arrest) や積極逮捕制度 (pro-arrest) などの逮捕優先主義が採択され、DVに対する積極的な取組みが行われるようになった¹⁴。

しかしながら、DV加害者の逮捕優先主義により、DV加害者プログラムが活性化されたわけではない。加害者プログラムの活性化は、収容施設の飽和状態に関係がある。逮捕優先主義によって拘束されるDV加害者が非常に増加し、矯正施設は飽和状態になった。矯正施設の飽和状態が様々な問題を引き起こす原因となった。また、加害者との社会的・経済的依存関係から多くの被害者は、加害者に対する強力な処罰より、加害者の暴力的な性向の矯正を望んだ。これらの様々な要因により、社会内処遇としての加害者プログラムが活用されるようになったとされる。

米国のDV加害者プログラムは、心理療法アプローチ (Psychodynamics Approach) ・フェミニストアプローチ (Pro-feminist model) ・認知行動アプローチ (Cognitive-Behavior Intervention) に基づいて発達してきた。心理療法アプローチは、加害者が経験したトラウマ・苦痛や自己統制能力の不足などが暴力の原因だと解して、加害者に対する心理的治療に焦点を当てる。臨床心理学者により導入された同アプローチは、加害者に自分の心理的問題を認識させて感情を表現する方法を習得させることにより自尊感情の回復を図るものだ。同アプローチは、加害者の暴力行為を正当化させる恐れがあると批判された¹⁵。心理療法アプローチは、加害者の自己憐憫や暴力の正当化につながる可能性があるため、暴力再発の防止に限界があると思われる。フェミニストアプローチは、男女の力の不均衡が暴力の根本的な原因だと解する。すなわち、男性優位社会において、暴力は男性のパワーを維持する手段となる。同アプローチは、暴力による女性統制の改善だけでなく、男性優位社会を改善することに注力しており、個人とともに地域社会の変化を図るものである。しかし、男性優位社会において暴力的な男性と非暴力的な男性の個人差について説明することができないこと、

11 William E. Adams, *The Choices Program: Cognitive-Behavioral Intervention for Domestic Violence*(Createspace Independent Publishing Platform, 2016) p.49

12 飯野智子「ドメスティック・バイオレンス加害者プログラム—導入の取り組みと課題—」実践女子大学人間社会学部紀要 (2005) 92頁。

13 Hon. Diane Kiesel, *Domestic Violence: Law, Policy, and Practice*(LexisNexis, 2007) pp.28-40.

14 現在のDV加害者プログラムでは、家庭な暴力が犯罪行為であることを強調している。詳細は、ColoradoDept. of Public Safety, *Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders*(bibliogov publishing, 2013), p.3-2.

15 キムジェヨップ「過程暴力加害者治療プログラム開発及び効果に関する研究」臨床社会事業研究第2巻第3号 (2005) 96頁。

暴力を発生させた社会文化の変化を第一の目的としているために、加害者の教育や更生の必要性を見逃しているという限界がある。認知行動アプローチは、個人の行動が認知の結果だと解するものである。同アプローチによると、加害者は暴力を最も効果的な意思疎通の方法だと思っているという¹⁶。したがって、加害者の誤った考え方を改善することにより、暴力をなくす試みをする。しかし同アプローチは、認知プロセス (Cognitive Process) について明確に解明していない。また、人間の行動を決めるのは、認知だけではなく様々な要素が関わっており、人間の考え方や認知プロセスを変化させるだけで行動の変化を期待することは難しいといえよう。

このように各アプローチは短所と長所があるため、有効な長所を活かした加害者プログラムが考案された。そのうち、フェミニストアプローチと認知行動アプローチを統合したものが、ドゥルースモデル (Duluth Model) である。現在、DV加害者プログラムは、ドゥルースモデルが世界的なスタンダードとなっている¹⁷。ドゥルースモデルによれば、男女の力の不均衡とそれを維持するために暴力を使うことがDVの原因であり、男性は女性をコントロールするために暴力を振るうと解する。男性は幼児期から暴力を学習するため、家族に暴力を振るっても悪いと思わない。そのため、加害者が自分の暴力的な行動を悪いことだと認識し、自分の行為に対して責任を負う一方、再び暴力的な行動をしないように自分の考え方を変えることが、加害者プログラムの第一歩となる。同モデルでは、男性の家父長的な態度を改善させるための教育プログラム (DAIP: Domestic Abuse Intervention Project) を実施する。同モデルを実施している州では、DV加害者に対して執行猶予などによる保護観察が命じられた場合、教育プログラムへの参加が義務付けられる。プログラムの全体的な流れは以下のとおりである。まず、裁判所は加害者を教育プログラム (DAIP) に参加させ、プログラムスタッフは、加害者・被害者 (配偶者)¹⁸のインタビューとオリエンテーションを行う。また、必要に応じて加害者は、薬物依存などの治療を受ける。その後、加害者は、26週間2時間単位でグループ治療に参加する。プログラム完了後、希望する加害者は、他のグループに参加することができる¹⁹。同プログラムでは、①非暴力・②威嚇的でない態度・③尊敬・④支援と信頼・⑤誠実さと説明責任・⑥性的尊重・⑦パートナーシップ・⑧交渉と公平性の8つのテーマについて教育する。同プログラムは、裁判所、警察、検察、保護観察所、病院など多くの機関が協力して実施する。

ドゥルースの教育プログラムの効果に関する研究は、主に1990年から2000年まで行われた。これらの研究によれば同プログラムの代表的な効果として、暴力の常習性が低くなったことがあげられる。具体的に、同プログラムに参加した者の行動変化について調査した結果、100人のうち、約60パーセントが暴力的な行動をやめたことが確認できたという。また、多くの被害者は暴力から逃れ、安全が確保されたと述べた²⁰。プログラムの効果は、調査対象と

16 Sharie Stines, *Domestic Violence Perpetrators 52 Week Intervention Program* (CreateSpace Independent Publishing Platform, 2017) p.4, Richard Perla, *Guide For Domestic Violence Program Facilitators*, (Lulu, 2019) p.72.

17 中村正「家庭内暴力の加害者への対応」コミュニティ心理学研究第8巻第1・2号合併号 (2005) 49頁。

18 配偶者とのインタビューを通じて、暴力の原因・程度について把握する。

19 Ellen Pence&Michael Paymar, *Education Groups for Men Who Batter*(Springer Publishing Company, (1993) p.20.

20 Melanie Shepard, "Predicting Batterer Recidivism Five Years After Community Intervention", Jour

期間、方法によって一貫しておらず、その効果を明確にする試みは続いている。しかし、プログラムを最後まで修了した者は、途中脱落した者より再犯率が低いという調査結果がある。例えば、1年間、プログラム参加者71人の再犯率を調査した結果、途中脱落者が47%、修了者が28%であり²¹、159人を対象として再犯率を調査した結果、途中脱落者の48%、修了者の41%が再犯を起こしたことが明らかになった²²。これらの研究結果は古いものであり対象者も多くないが、同プログラムの効果に関する1つの実証的研究としては意味がある。また、159人を対象とした調査によれば、途中脱落者・修了者の再犯率の差が7%に過ぎないが、暴力のサイクルや反復される特性とDVの発生件数を考慮すれば、ある程度意味のある数字であると思われる。

米国では、DVに関し、義務的逮捕制度や積極逮捕制度などの逮捕優先主義に基づいた積極的な取り組みが行われている。確かにDVに対して強制的な措置を施せば、被害者の安全が確保されるだけでなく、暴力行為の改善も期待できる。一方、これらの措置によって、逆に状況が悪化する恐れもある。例えば、義務的逮捕制度が施行されている州では、被害者が加害者の暴力から自分の身を守るための防衛行為をした場合、両者が共に逮捕され、被害者がさらなる被害を被ったこともあったという。さらに、充実した逮捕優先制度の実施によって収容施設が飽和状態となり、新たな問題が引き起こされた点は既に述べた。私的な空間で、親密な関係にある配偶者間で発生する暴力への刑事司法機関の介入は、やはり慎重に行われなければならない。DVの加害者と被害者は社会的・経済的な依存関係にあり、加害者を厳罰することが常に被害者の利益となるわけではない。このような観点から、日本に逮捕優先制度を導入することについては、慎重な検討が求められる。しかし、DVへの対応として被害者支援とともに積極的な加害者対策を行っている米国の政策は、日本においても一部参考になると思われる。

3.3 DVの加害者対策の在り方

現在、日本におけるDVの加害者対策は、被害者保護・支援制度の一環として位置付けられている。すなわち、日本で行われている加害者プログラムは、加害者の暴力的な習癖を改善させることが目的ではない。加害者対策の目的は、DVの再発から被害者を保護することである。DVへの対策として当面の最優先課題は、被害者を保護することだが、暴力をなくすための究極の課題は加害者対策である²³。充実した被害者の保護・支援制度が講じられていても、加害者の暴力をやめさせない限り暴力は再発する。被害者の保護・支援制度は、DVを防止するための根本的な対策とはならない。さらに、被害者が家庭を維持する意思を持っている場合は、教育・更生などを通じて暴力行為を改善させることが最も重要である。

被害者の保護対策として加害者対策が行われる場合、次のような問題が発生する。加害者

nal of Family Violence, vol 7, No3(1992) pp.173-176.

21 Hamberger L. KEVIN & Hastings James E., "Skills Training for Treatment of Spouse Abusers: An Outcome Study", JOURNAL OF FAMILY VIOLENCE vol.3 (1988) pp.121-130.

22 Robert c. Davis & Bruce G. Taylor, *Does Batterer Treatment Reduce Violence? A Synthesis of the Literature*(THE HAWORTH PRESS, 1999)p. 77.

23 中村正・前掲(17)・47頁。

から被害者を保護する必要がなくなった場合、引き続き加害者への対策を行うことができなくなる。例えば、DVが発生して加害者の暴力行為を改善するため、加害者がプログラムに参加したと仮定しよう。もし、被害者が婚姻関係を解消して海外に移住した場合、加害者が被害者に暴力を振るうことができず、加害者から被害者を保護する必要がない。加害者の暴力行為がまだ改善されていなくても、被害者を保護する必要がないために、加害者への教育・更生を続ける必要がないということにもなりかねない²⁴。加害者対策は、加害者そのものに焦点を当てるべきである。加害者対策は、犯罪者が再び同じような罪を犯さないようにする特別予防の観点から行われなければならない。すなわち、加害者対策は、付随的に被害者保護に資するが、犯罪者の更生・教育と社会防衛を主な目的とすべきだと思われる。このような目的からすると加害者プログラムは、保安処分²⁵としての性格をもつ。

日本では、海外におけるDV加害者への取組みを参考とした民間団体における加害者に対する取組みが進展している。加害者プログラムを実施している地域では、一定の効果があると検証されており²⁶、必要性は高まっているものの²⁷、プログラムを実施する主体や具体的な方法については、より深い検討が求められる。また、プログラムへの参加は法的に義務づけられておらず、参加者が多くないという問題もある。加害者プログラムへの参加を一層促進するためには、現行法上の制度を活用する方法が考えられる。配偶者暴力防止法上の保護命令に違反した者に対しては、前述のように、一年以下の懲役または百万円以下の罰金が科せられる（同法第29条）。加害者に対して懲役刑が科された場合、加害者は物理的に被害者に接近することができないため、被害者は一定期間安全な生活ができる。しかし、このような短期懲役又は罰金刑では、犯罪者の矯正を期待することがほとんどできない。刑事施設に加害者を収容するだけでは暴力再発の効果が薄く²⁸、むしろ短期自由刑による弊害が発生する恐れがある。したがって、保護命令違反者に対して、刑罰ではなく、暴力行為をやめさせる効果がある加害者プログラムに参加させることも考えられよう。暴力行為の改善に効果のあるプログラムを通じてDVの再発を予防すべきである。

さらに、刑法上の暴行罪、傷害罪、殺人罪等は、突発的な行為を前提としており、継続的に行われるDVの性質を適切に捉えていないという問題があることから、長期的には配偶者暴力罪（DV罪）・児童虐待罪・高齢者虐待罪等を創設することも検討に値しよう。そして、

24 もちろん、物理的に離れていてもメールやSNSなどで嫌がらせを続けることや、リーガルハラスメントを行うことができる。その場合、加害者がそのような行動を辞めるように続いて教育・更生させる必要がある。ただし、現行法の下で、ストーカー行為として取り扱うこともできるだろう。

25 保安処分とは、犯罪者の危険性に着目して、社会秩序の維持や行為者の矯正・教育を目的として科される処分をいう。詳細は 佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義』（有斐閣、2013）18頁、川出敬裕・金光旭『刑事政策』（成文堂、2012）105頁参照。

26 東京都では、プログラムの効果について検証したが、プログラム開始前及び受講期間中に比べ、プログラム終了時には、身体的暴力または傷害、性的強要、心理的攻撃の有無と頻度の得点が低くなっていたことから、一定の効果が見られた。一方プログラム期間中に暴力の再発があったケースもあった。詳細は、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社『配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究』（2020）11頁参考。

27 加害者は何か加害行為かわかっていないことが多いことから、支配とは何か、何が加害行為になるかを知ってもらうために加害者プログラムに参加してもらうことが必要であると指定されている。詳細は、男女共同参画会議・女性に対する暴力に関する専門調査会、DV対策の今後の在り方、2021、35頁。

28 高井由紀子「日本におけるドメスティックバイオレンス被害者支援と加害者対応の現状と課題」教育学論究第11号（2019）76頁。

DV罪の処罰としては、加害者に対する刑罰とともに再犯を予防するためのプログラム参加命令を併科できるよう、関連法を改正する必要があると思われる。米国では、逮捕優先主義に基づいて積極的にDVに対する取り組みを行っており、その中には、加害者プログラムへの参加も含まれている。韓国においても、家庭内暴力の加害者に対して有罪判決を言い渡す際、200時間の範囲でプログラム履修命令を併科することができる²⁹。

4.4 おわりに

「女性に対する暴力」の典型であるDVや性犯罪の根絶は、ジェンダー平等実現の要であり、国際的にも解決すべき課題の上位を占めている。このDV対策をめぐっては、かつては世界的に私的領域における国家の介入を忌避する傾向があったが、DVが深刻な社会問題となったことから積極的な取り組みが求められるようになった。当該問題に関する従来の議論は、家庭内という私的領域への法的介入の是非や被害者に対する救済・支援などが中心であり、加害者への対応策については十分に検討されてこなかった³⁰。DVはエスカレートし、繰り返し発生する傾向があるため、加害者の暴力行為をやめさせる対策を講じない限り、その根絶は難しいだろう。したがって、DVの関連対策を講じる際には、被害者支援とともに加害者対策を講じることが不可欠である。現在、日本においては民間団体における加害者に対する取り組みが進展しているが、上述したように、様々な課題が残されている。

DVが刑法上の犯罪または将来的に立法が求められるDV罪を構成した場合、加害者への適切な処罰及び再犯防止が可能となるよう、関連法を更に整備しなければならない。そして、日本においても有効なDV加害者プログラムを開発し、総合的な加害者対策の樹立が早急に求められる。さらに、刑事法・民事法などの法的対応だけではなく、より長期的な観点からは、ジェンダー教育、専門家の研修、青少年への予防的教育など、DVを肯定する認識そのものを変えていくような対策も広く求められよう³¹。

29 韓国の家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第3条の2第1項によれば、家庭内暴力の行為者に対して有罪判決を言い渡す場合、裁判所は200時間の範囲内で再犯予防に必要な受講命令又は家庭内暴力治療プログラムへの参加命令を併科することができる。

30 信田さよ子「DV加害者へのアプローチ—DV加害者更生プログラムの実践経験から」保険の科学第56巻第1号（2014）31頁、朴元奎・前掲（4）・431頁以下。

31 中村正「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」（立命館産業社会論集、1999）68頁。

参考文献

- 飯野智子「ドメスティック・バイオレンス加害者プログラム導入の取り組みと課題」実践女子大学人間社会学部紀要（2005）
- エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社『配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究』（2020）
- 川出敬裕・金光旭『刑事政策』（成文堂、2012）
- 厚生労働省『令和3年度児童相談所での児童虐待相談対応件数』（2022）
- 後藤弘子「ドメスティック・バイオレンスとその刑事的対応」警察学論集第53巻第4号（2000）
- 佐久間修・橋本正博・上嶋一高『刑法基本講義』（有斐閣、2013）
- 信田さよ子「DV加害者へのアプローチ—DV加害者更生プログラムの実践経験から」保険の科学第56巻第1号（2014）
- 島岡まな「DV罪の保護法益と刑事規制—フランス刑法を参考として」法律時報第86巻第9号（2014）
- すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部『女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）』（2022）
- 女性に対する暴力に関する専門調査会『DV対策の今後の在り方』（男女共同参画会議、2021）
- 女性に対する暴力に関する専門調査会『配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書』（配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ、2022）
- 高井由紀子「日本におけるドメスティックバイオレンス被害者支援と加害者対応の現状と課題」教育学論究第11号（2019）
- 武内謙治・本庄武『刑事政策学』（日本評論社、2019）
- 中村正「家庭内暴力の加害者への対応」コミュニティ心理学研究第8巻第1・2号合併号（2005）
- 中村正「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」（立命館産業社会論集、1999）
- 内閣府男女共同参画局『「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書』（2016）
- 内閣府男女共同参画局『配偶者暴力加害者プログラム試行のための留意事項（令和3年度配

- 偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業)』 (2022)
- 内閣府男女共同参加局『配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等』 (2022)
- 深町晋也「刑法が家族の問題に関わるとき-特集 家族と法のゆくえ」法学セミナー通巻799号 (2021)
- 朴元奎「ファミリーバイオレンスの加害者への対応策の現状と課題」刑法雑誌第50巻第3号 (2011)
- キムジェヨップ「過程暴力加害者治療プログラム開発及び効果に関する研究」臨床社会事業研究第2巻第3号 (2005)
- Colorado Dept. of Public Safety, *Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders*(bibliogov publishing, 2013)
- David B. Wexler, *The Stop Domestic Violence Program: Group Leader's Manual Group Leader's Manual*(W W Norton & Co Inc, 2020)
- Ellen Pence & Michael Paymar, *Education Groups for Men Who Batter-The Duluth Model*(Springer Publishing Company, 1993)
- Hamberger L. KEIN & Hastings James E.,
 “Skills Training for Treatment of Spouse Abusers: An Outcome Study”, JOURNAL OF FAMILY VIOLENCE Vol.3(1988)
- Hon. Diane Kiesel, *Domestic Violence: Law, Policy, and Practice*(LexisNexis, 2007)
- Melanie Shepard, “Predicting Batterer Recidivism Five Years After Community Intervention”, Journal of Family Violence, Vol 7, No3(1992)
- Mo Yee Lee & John Sebold & Adriana Uken, *Solution-Focused Treatment of Domestic Violence Offenders*, Oxford university press(2003)
- Pastor Joanne Landry, *Faith Based Alcohol, Drug and Domestic Violence/ Parenting Treatment Program*(Covenant Books, 2018)
- Richard Perla, Guide For Domestic Violence Program Facilitators, (Lulu, 2019)
- Robert c. Davis & Bruce G. Taylor, Does Batterer Treatment Reduce Violence? A Synthesis of the Literature, THE HAWORTH PRESS 70 (1999)
- Sharie Stines, *Domestic Violence Perpetrators 52 Week Intervention Program* (CreateSpace Independent Publishing Platform, 2017)
- William E. Adams, *The Choices Program: Cognitive-Behavioral Intervention for Domestic Violence*(Createspace Independent Publishing Platform, 2016)

付記

本研究の計画段階では、米国のDV加害者対策の状況を調査するために、現地訪問を予定していましたが、しかしながら、新型コロナウイルス感染症により、海外出張の制限があるために、日韓で入手できる資料を中心に検討し、国内の専門家にアドバイスを受けて、研究を行った。

謝辞

新型コロナウイルス感染症の拡大により度重なる研究計画の変更や研究基金の延長をお認めいただいた公益財団法人日工組社会安全研究財団に感謝を申し上げます。